

○第4次 能勢町地域福祉計画の施策の体系図について

資料3

【基本理念】 ふれあいと生きがいのあるまち のせ
 ～助け愛（あい）、支え愛（あい）による地域福祉力の向上～

※各ページ数については「第4次能勢町地域福祉計画」と対応しております。

≪基本目標1≫ とともに助け合い、支え合う地域づくり

P.15～P.23

≪基本方針≫ (1) 尊重し支え合う意識づくり

P.15～P.17

①地域のつながりづくり

- ・あいさつや声かけ、地域の行事や伝統行事などを通じたつながりづくり。
- ・子どもから高齢者まで自然に助け合い、支え合いのできる関係づくり。

②お互いを尊重し合える環境づくり

- ・お互いを尊重し合うためには、お互いのことをよく知る。
- ・高齢者、障がいのある人や子育て家庭など支援を必要とする人やLGBTの方等への理解を深める啓発活動の実施。

≪基本方針≫ (2) 交流の場の充実

P.18～P.20

①イベントによる交流の促進

- ・年齢、性別、障がいの有無を問わずだれもが参加できるイベントを開催する。

②福祉施設等の事業への参加促進

- ・福祉施設等が開催する事業の周知を行うことで、地域住民の参加促進、地域福祉への関心度を高める。

③交流できる場づくり

- ・同じ悩みを持つ人の交流の場づくり。
- ・地域で気軽に話し合える関係づくり。

④各福祉団体と福祉施設等の連携による交流

- ・行政、福祉団体及び福祉施設等が交流できる機会を作り、それぞれの活動への理解を深める。

≪基本方針≫ (3) 福祉人材の育成

P.21～P.23

①福祉分野の人材の確保・育成

- ・地域福祉に関する講座・学習機会等の提供により活動する人材の育成・確保に努める。

②学校における社会貢献活動の充実

- ・小学校、中学校、高等学校等での「ボランティア活動等社会貢献活動」を充実する。
- ・学校と福祉団体・施設等が連携した社会貢献活動の場を充実する。

③地域における福祉教育の充実

- ・住民、関係機関が連携した地域での福祉教育の充実を支援する。

≪基本目標2≫ 地域で支え合う仕組みづくり

P.24～P.34

≪基本方針≫ (1) 見守り体制の強化

P.24～P.25

①地域における見守り体制づくり

・福祉団体及び施設などにより実践されている見守り訪問活動や相談活動が、円滑に実施できるよう支援する。

≪基本方針≫ (2) 地域活動の支援

P.26～P.27

①様々な団体のつながりづくり

・福祉関係者を対象とする研修会、講演会を開催し、地域団体相互の交流・連携を支援する。

≪基本方針≫ (3) ボランティア活動の推進

P.28～P.30

①ボランティア講習会の実施

・高齢者をはじめ、より多くの住民がボランティア活動に参加できるよう研修や講習会の充実を図る。

②ボランティアが活動しやすい仕組みづくり

・若年者層や勤労者層などがボランティア活動に参加しやすい条件や環境を整備する。
・町内で行われているボランティア活動の状況を提供し、支援を必要とする人につなげる。

≪基本方針≫ (4) サービスの質の向上

P.31～P.32

①適切な福祉サービスを選択・活用できる仕組みづくり

・福祉施設の職員等のスキルアップに向けての研修会や事例収集等に取り組み、サービスの質を向上させる。
・提供されている福祉サービスを利用者が多くのサービスの中から自分に最も適切なサービスを選択し、利用できるような仕組みづくりを図る。

②福祉サービスの提供事業者等の連携

・高齢福祉、障がい福祉、子育て支援の各分野において、各事業者、関係機関の連携を促進し、支援を必要とする方に対し、福祉サービスの提供を総合的に調整する仕組みづくり。

≪基本方針≫ (5) 情報提供の充実

P.33～P.34

①福祉サービスの情報の発信

・各福祉サービスの情報を広報誌やホームページ、情報ポータルサイトなどにより広く発信し、支援の必要な人が適切に福祉サービスを選択できる体制を整備する。
・情報入手が困難な人への配慮として「地域のつながり」を利用した情報提供により、誰もが適切に福祉サービスが受けられるよう配慮する。

②地域活動等に関する情報の発信

・既存の地域活動団体の活動内容や、ボランティアに関する相談窓口について情報提供する。

《基本目標3》 誰もが安心して生活できるまちづくり

P.35～P.44

《基本方針》 (1) 相談・支援体制の充実

P.35～P.36

①相談窓口の広報・周知

・誰もが気軽に相談できる窓口として、各種相談窓口の周知及び利用者の利便性の向上に取り組む。

②専門機関の連携(包括的な相談支援体制)

・住民の生活課題とそれに応じた福祉サービスが適切に利用できるよう、各種相談機関の連携を強化し、個人情報の保護に配慮しながら情報提供や共有を行い、包括的な相談支援体制を構築する。

《基本方針》 (2) 生活困窮者への支援

P.37～P.38

①生活困窮者への支援の充実

・“待ちの福祉から届ける福祉”へ、アウトリーチ(外に手を伸ばす)型の情報提供・支援体制づくり(外から見え“づらい”を発見するための入口支援)。
・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難になるおそれのある人の自立に向けた支援を、大阪府(子ども家庭センター)と連携して実施する。

《基本方針》 (3) 住民の権利を守る体制づくり

P.39～P.41

①成年後見制度の利用促進

・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村計画策定の努力義務を規定していることから、成年後見制度利用に関わる施策の計画的な推進に努める。
・認知症高齢者や知的・精神障がいのある人の権利を擁護する仕組みとしての成年後見制度の周知及び利用を促す。

②虐待やDVを見逃さないネットワークの強化

・民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)の早期発見に努める。
・障がい者虐待防止センターにおいて、虐待の発生時に迅速に対応できる体制を整備する。

③日常生活自立支援事業の推進

・判断能力が十分でない認知症高齢者や知的・精神障がいのある人の福祉サービス利用手続きの代行、利用料支払い等の日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の周知と利用を促す。

《基本方針》 (4) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

P.42～P.44

①緊急時・災害時の支援体制づくり

・災害時支援が必要な人への支援体制の強化。
・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の積極的な実施を促し、災害時の救助や安否確認を迅速に図れる体制の構築。

②見守り活動を通じた防犯活動の推進

・地域での犯罪・事故を防止するため、地域の団体による高齢者、障がいのある人や子どもの見守り活動を推進。